

# 起業家育成資金

## この資金の特徴

- 新規開業者向けの資金です。
- 開業前の方から開業後(会社設立後)5年未満の方まで広くお使いいただけます。  
(法人成りした場合は、個人事業の開始から5年未満の事業者の方が対象です。)
- スタートアップ創出促進保証をお申込みいただけます。

## 次のような方におすすめです

- 開業前<sup>(\*)1</sup>だが、融資を申し込みたい。  
\*1 融資実行後1か月以内<sup>(\*)2</sup>に個人事業を開始、又は2か月以内<sup>(\*)2</sup>に会社を設立のうえ開業する具体的な計画が必要となります。  
\*2 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は6か月以内
- 事業歴が1年未満であるため、ほかの資金に申し込みない方。
- スタートアップ保証を利用したい会社。

## 融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		3,500万円	3,500万円
利率	5年超10年以内	年1.4%以内	令和7年10月1日現在の利率です。 (固定金利)
	3年超5年以内	年1.3%以内	
	1年超3年以内	年1.2%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内
担保		不要	
保証人		個人:不要 法人:原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合 又は事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証		付する(保証料 創業関連保証及び再挑戦支援保証 年0.80%以内)*3 (スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合は1.00%以内) *3 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる	

## 資金使途

設備資金	運転資金
店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要な資金
ただし、次の資金使途は融資対象になりません。	
×借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金	
×土地、住宅、株式、乗用車の取得資金	
×法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金	
×申込者以外が使用する設備のための資金	
×設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満の設備で未払部分は対象)	等

融資については取扱金融機関及び  
信用保証協会の審査により決定され  
ますので、申込要件を満たしてもご希  
望に添えない場合があります。

## 融資対象者

起業家育成資金は、次の全てに該当する方を対象としています。

1 次の区分①～④のいずれかに該当する。※NPO法人は対象外

区分	融資対象者の条件
① 開業前	ア～ウのいずれかに該当する具体的な計画を持つ。 ア 事業を営んでいない個人で、融資実行日から1か月以内 <sup>(*)</sup> に開業。 イ 事業を営んでいない個人で、融資実行日から2か月以内 <sup>(*)</sup> に会社を設立し開業。 ウ 中小企業である会社が、事業の全部・一部を継続しつつ新たに会社を設立し開業。
② 開業後・ 会社設立後	ア～ウのいずれかに該当し、開業後又は会社設立後5年未満である。 ア 事業を営んでいない人が新たに開業。 ※開業後に法人成りした場合も含む。(ただし、開業後5年未満に限る。) イ 事業を営んでいない人が設立した会社。 ウ 他の会社が、事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに設立した会社。
③ 再挑戦支援保証を 利用	<b>お申し込みの前に、埼玉県信用保証協会にご相談ください。</b> ア、イのどちらかに該当し、かつ、①又は②のア、イのどちらかに該当する。 ア 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止してから5年未満。 イ 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において業務執行役員であり、解散の日から5年未満。
④ スタートアップ創出 促進保証を利用	①イウ又は②イウのいずれかに該当する。 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の会社にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する。

2 信用保証対象業種【一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。】を県内で開始しようとしている、又は営んでいる。

3 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許認可等を取得している。 等

## 申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(県所定様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等(納期限が到来している場合)	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合は不要
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に必要な書類	・創業・再挑戦計画書(県所定様式8-1)(①～③要件で決算又は確定申告が終了していない場合) ・保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証用)(④要件の場合) ・市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書(認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間(要件①アは1か月、①イは2か月)を超えて開業する計画がある場合) ・事業経験の内容を記載した資格要件申告書(県所定様式8-2)(③要件の場合) ・廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し(③ア要件の場合) ・解散登記のある商業登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書の写し(③イ要件の場合)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等に係るご説明」

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

## 申込受付場所

事業所(予定地)が所在する地区の商工会議所・商工会または創業ベンチャーサポートセンター埼玉

## 取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。



## お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当  
電話 : 048-830-3801・3803  
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業を開始しようとしている、または事業所が所在する地区的商工会議所・商工会
- ・創業・ベンチャーサポートセンター埼玉(JR北与野駅前)  
電話 : 048-711-2222

詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。[埼玉県制度融資で検索](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi)  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi>